

D-アミノ酸学会会則

目的

D-アミノ酸に関する異分野の研究者が共に知見を交換し、互いの連携によってD-アミノ酸の役割、意義、合成、代謝、ひいては地球上におけるホモキラリティの起原の解明など、キラリティの本質を明らかにしようとするものである。本会は、生命科学、工学、農学、医学、薬学、などにまたがる関係諸分野の英知を集め、上記の目的達成を期するものである。

学会会則

第1条 名称

本学会は、「D-アミノ酸学会」(D-Amino Acid Research Society) という。

第2条 目的

本学会は、会員のD-アミノ酸に関する研究の発展と、日本及び世界における当該研究の開発・推進をはかり、関連学(協)会の研究者並びに技術者の当該研究に対する理解を深め、もって学術・文化の発展に寄与することを目的とする。

第3条 事業

本学会は、前条の目的達成のため次の事業をおこなう。

1. 研究発表会・学術講演会等の開催
2. ホームページの開設と運営
3. その他前条の目的達成のために必要な事業

第4条 事務局

本学会は前条の事業を行うため事務局をおく。

第5条 運営

本学会は、総会、運営委員会、専門委員会によって運営する。

第6条 会員

本学会の会員は、以下の正会員、学生会員と賛助会員とする。

1. 正会員は、D-アミノ酸研究または関連分野の研究に従事する個人で、本学会が承認したものとする。
2. 学生会員は、大学、大学院またはこれに準ずる学校等に在籍し、D-アミノ酸研究または関連分野の研究に従事する学生個人で、本学会が承認したものとする。
3. 賛助会員は、本学会の目的に賛同し、その事業を援助する個人または団体で、本学会が承認したものとする。

第7条 会員の権利

会員は、第3条で定めた本学会の行う事業に参加することができる。

第8条 会費納入

会員は、別途定められた会費等の費用を前納しなければならない。また、別途定められた期間以上これらを滞納した場合は、会員の資格を失うものとする。

第9条 入会・退会

入会および退会手続きは、別途定める。

第10条 除 籍

第12条で定める運営委員会において、学会会員として不相当と決議されたものは、会員の資格を消失するものとする。

第11条 役 員

本学会は、名誉会長1名、会長1名、学会運営委員（以下委員と略す）を若干名、会計監査2名を置くものとする。

第12条 役員の仕事

会長は、学会を代表し、会務を統括する。

委員は、運営委員会（以下委員会と略す）を構成し、学会運営の任にあたる。また、会長を補佐し会長が任務を遂行できない場合は、代行する。

監事は、本会の財務を監督し、総会に於いて監査報告を行う。

第13条 運営委員会

委員会は、互選により会長を選出する。

会長は、必要な時に委員会を招集し、本学会に関する諸事項を審議・決定する。

会長は、委員会の円滑な運営のために、委員の中から幹事を指名し会長の補佐にあたらせることができる。

第14条 専門委員会

委員会は、正会員の中から専門委員を委嘱し、本学会に関する諸事項を諮問することができる。

第15条 役員を選出

会長は委員会が正会員の中から選出し、総会の承認を得たものとする。

委員および会計監査は、委員会が正会員の中から選出し、総会の承認を得たものとする。

第16条 役員の仕事

名誉会長・会長・委員・会計監査の任期は2年とする。（ただし、名誉会長、会長と委員は留任を妨げない。）

役員に欠員が生じた場合は、通常の選出方法に従い補充することができる。

第17条 総 会

本学会は、定期総会を開き、必要なときは臨時総会を開くことができるものとする。

第18条 会則の改正

本学会会則の改正は、運営委員会の議を経て総会の承認を得るものとする。

付則

1. 本学会に入会を希望するものは、入会申し込み書に必要事項を記入し、委員会へ提出のうえ会員資格の承認を受けなければならない。
2. 会員として承認されたものは、すみやかに所定の入会金、会費（1年分）を事務局へ納入しなければならない。本会の会計年度は、4月1日～翌年3月31日とする。
3. 上記費用を納入したものについて、委員会は入会手続きをとり、会員として登録する。また、3年以上会費を滞納したものは、会員の資格を失うものとする。
4. 本学会から退会を希望するものは、退会申し込み書に必要事項を記入し、委員会へ提出しなければならない。当該年度の年会費（未納分も含む）は納入しなければならない。
5. 本学会の会費は以下のとおりとする。
 1. 入会金1,000円（正会員、賛助会員）
 2. 会費 正会員 会費年額 3,000円
 3. 賛助会員 会費年額（1口）20,000円
 4. 学生会員（所属する大学に勤務する正会員の証明、または在学証明書の添付を要する）無料とする。
6. 会費振込先：
日本郵政公社（郵便局）
口座名義人 D-アミノ酸研究会
記号 14060
番号 35010481
7. 第4条に定めのある事務局及び団体所在地を以下に置く
名古屋市昭和区駒方町4丁目43-3 株式会社ライトハンド内

2018年9月6日改訂

2021年9月12日付則改訂